

華創

はなそう

2018
FEBRUARY
No.659

2

感謝を込めて
決意新たに!

平成30年精華町成人式が1月8日(祝・月)、けいはんなプラザ・メインホールでありました。今年は平成9年4月2日～10年4月1日に生まれた444人(男性228人・女性216人)が対象。華やかな振り袖やスーツ、はかまに身を包んだ新成人たちは、社会への船出に向けて決意を新たにしました。

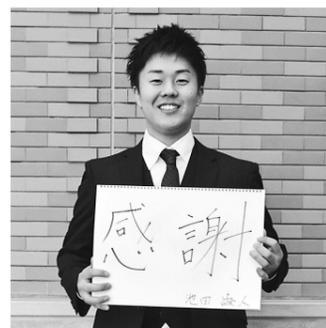
税の申告はお早めに / 6 まちの玄関口がリニューアル工事 / 10 学テ結果公表-下- / 18 きょういくの窓 / 19 せいか写真日記 / 26 人生を踊り明かせ(第12代国際交流員コラム) / 29

精華町
成人式
協議会



平成30年 成人式

～未来への選択～



実行委員の三原聖実さんが、新成人を代表して「夢を諦める選択をする人もいれば、このまま夢をかなえる選択をする人、夢を見つける選択をする人、いろんな人がいます。見えない未来を選択することは、二十歳になったばかりの私たちには怖いことです。しかしこれが、私たちの始まりです。私たちがみんなが、第一歩を踏み出せるはず。人との出会いや感謝の気持ちを忘れずに、自分たちの未来を創り上げていきましょう」と決意を述べました。

また、実行委員それぞれの「未来への選択」を文字で表してくれました(＝左右写真)。

式典後の「成人の集い」では、抽選会などで盛り上がったほか、恩師や級友と思い出話に花が咲いていました。

今年の新成人が生まれた平成9年から10年にかけては、学研都市のまちづくりが本格化するなかで、精華西中学校が開校しました。また、高校総体が京都府内各地で開催され、本町は男子ソフトボール会場として盛り上がりました。さらには、JR東西線の開通により、大阪都心へのアクセスが飛躍的に向上した年でもありました。

今回も新成人自らによる実行委員会が企画しました。式典の前には精華町少年少女合唱団が祝福を込めた曲を贈り、会場が沸きました。

環境日記コンテスト 団体・個人で受賞



東京ビッグサイト（東京都）にて平成29年12月9日（土）、第19回「みどりの小道」環境日記コンテスト（主催…一般財団法人グリーンクロスジャパン、後援…環境省、文科科学省、外務省、東京都）表彰式が開催され、東光小学校から13人の入賞があり、団体の部金賞「グリーンクロスジャパン理事長賞」を受賞しました。また、東光小学校6年生の井上和哉さんと七原風佳さんが銅賞を受賞しました。「みどりの小道」環境日記は、小学生が環境について、気付いたことや取り組んだことを12週間にわたり、毎日記入していくものです。おめでとうございます。

東光小学校ウインドアンサンブルが、文京シビックホール大ホール（東京都）で行われた2017日本管楽合奏コンテスト小学校部門において最優秀賞を、大阪城ホールで行われた全国バンドフェスティバルにおいて銀賞を受賞しました。大会に向け、演奏曲「プンタン・ドス・アマンテス」の作曲者、加藤大輝氏から直接指導を受けるなど、音楽に描かれた世界観を表現するために練習を重ねたことが、今回の受賞につながりました。



ウインドアンサンブルの 功績をたたえて

明るい選挙PRで表彰

京都府選挙管理委員会と京都府明るい選挙推進協議会が主催する明るい選挙啓発ポスターコンクールを受賞者が、このほど発表されました。町では、特別賞として東光小学校4年



井上くんの作品



磯野くんの作品

生の井上大暉くんが京都府選挙管理委員会委員長賞を、同校5年生の磯野弘典くんが京都府明るい選挙推進協議会会長賞を、受賞しました。おめでとうございます。

おはなし会活動などで表彰



ボランティアグループ「おはなしのこぼこ」が平成29年11月3日（祝・金）、公益社団法人読書推進運動協議会から2017年度・第50回優良読書グループとして表彰されました。「おはなしのこぼこ」は、図書館や子育て支援センター、小学校、保育所、幼稚園でのおはなし会、地域行事への参加など長年にわたり幅広く活動されています。今回はその功績が認められたものです。おめでとうございます。

青少年健全育成成功労で 知事表彰



平成29年11月25日（土）、平成29年度京都府青少年健全育成成功労者等知事表彰を、精華町青少年健全育成協議会会長の喜多俊夫さん（南地区）が受賞されました。18年という長きにわたり、精華町青少年健全育成協議会の代表として、青少年を健全に育成するための活動に尽力した功績が認められたものです。おめでとうございます。

農業振興で 京都府表彰



左から中川さん、奥林さん、川崎さん

京都パルスプラザにて平成29年11月25日（土）、京都府農林水産フェスティバル表彰式典が開催され、京都府農林水産業功労者表彰・京都府若手農林漁業者表彰を、川崎貞治さん（西北地区）、奥林忠昭さん（谷地区）、中川高志さん（菱田地区）が受賞されました。

川崎さんは、多年にわたり、相楽郡川西土地改良区の役員を務め、用水路などの日常点検や整備に尽力したほか、地域の安定的な揚水供給に寄与するなど、団体の発展と農業の振興に貢献した功績が認められたものです。奥林さんは、イチゴゴヤナス、京野菜などの栽培で、高品質・多収量を目指した独自の栽培技術を磨くとともに、高い技術で農業の担い手づくりに尽力するなど、農業の振興と発展に貢献した功績が認められたものです。中川さんは、平成24年から就農し、トマトや春菊の施設栽培を中心とした経営に取り組みほか、若手認定農業者団体を立ち上げ、会長として地域農業者の育成に貢献するなど、今後の町農業を担う中核的農業者として認められたものです。おめでとうございます。

社会を明るくする運動 作文コンテスト入賞



犯罪や非行の防止と更生への理解を深め、安全で安心な地域社会を築く「社会を明るくする運動」にあたり、京都府で行われた作文コンテストで入賞した、山田荘小学校6年生の濱松里穂さん（II写真中央）が平成29年12月26日（火）、町役場を訪問し、町長に結果を報告しました。コンテストは府内の小中学生を対象に実施され、濱松さんの「孤立を防ぎ笑顔であふれる社会に」が入賞しました。おめでとうございます。

人権擁護委員に2氏を委嘱



精華町議会定例会9月会議での同意を受け、1月1日付けで法務大臣から、錦光榮さん（桜が丘地区）と唐井隆圭さん（里地区）が人権擁護委員に委嘱されました。今後、人権擁護委員として、人権相談や人権について意識や関心を高めてもらうための啓発活動などを行います。任期は、平成30年1月1日から3年間です。

税の申告はお早めに

あなたの住民税の申告 必要？不要？

平成30年1月1日現在、精華町に住んでいましたか。

はい いいえ
↓ ↓
精華町への住民税の申告は不要です。平成30年1月1日時点で住所があった市区町村に申告が必要かどうかお尋ねください。

平成29年1月1日～12月31日に、所得がありましたか。

はい いいえ
↓ ↓
住民税の申告は原則不要です【注1】。自宅に住民税の申告書が届いている場合、申告書の裏面「17.前年中に所得がなかったなど…」の記入欄に記入のうえ、提出してください。

事業(営業)所得・農業所得・不動産所得・一時所得がありますか。

いいえ はい
↓ ↓
所得税の確定申告が原則として必要です。所得よりも控除が大きく所得税がかからない場合は住民税の申告が必要です。

年金収入のある方は④、給与収入のある方は⑤へ

④公的年金の収入金額の合計額が400万円以上ですか。

いいえ はい
↓ ↓
所得税の確定申告が原則として必要です。

公的年金の収入があり、その合計額が400万円以下で、ほかの所得がありますか。

いいえ はい
↓ ↓
住民税の申告が必要です。ほかの所得が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。

ほかに収入のない方は⑥へ

⑥平成29年中に給与の支払いを受けていて、勤務先から精華町役場に給与支払報告書が提出されていますか(※提出の有無は勤務先にお尋ねください)。

はい いいえ
↓ ↓
住民税の申告が必要です。年末調整が済んでいない場合は、原則として所得税の確定申告が必要です。

給与の支払先(勤務先)が2カ所以上であったり、給与以外の所得があったりしますか。

いいえ はい
↓ ↓
年末調整が済んでいる給与以外で、所得(給与の場合は給与収入)の合計額が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下で給与支払報告書が提出されていない場合は住民税の申告が必要です。

◎住民税の申告は原則不要です【注1】。

※上記にない所得(譲渡所得など)の申告については、宇治税務署にお問い合わせください。
※上記以外に、医療費控除や社会保険料・生命保険料・地震保険料控除(年末調整済み分を除く)などを受ける場合は、原則として所得税の確定申告が必要です。

住民税と簡易な所得税の申告

平成29年中所得分の町民税・府民税(以下、住民税)の申告受け付けが精華町交流ホール(町役場2階)で始まります。個人の住民税は、申告書などをもとに税額が計算され、皆さんに通知した後、納税していただき、行政サービスの財源とする仕組みになっています。今年の申告期限は3月15日(木)です。上図などを参考に、期限までに申告してください。

▼日時
2月16日(金)～3月15日(木)の平日
午前9時～11時・午後1時～4時
(3月15日は午前11時まで)
※右記時間以外は入場できません。

▼場所
精華町交流ホール(町役場2階)

所得税の申告

譲渡所得を含む全ての相談・申告は宇治税務署へ

宇治税務署

2月16日(金)～3月15日(木)
午前9時～午後4時受け付け

※譲渡所得・贈与税・相続税などに関する相談は行っていません。
※混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

な書類は事前にコピーしてください。
※譲渡所得・贈与税などに関する相談は、宇治税務署のみです。
※申告書は、宇治税務署への郵送(〒611-8588 宇治市大久保町井ノ尻60-13)などによる提出も可能です。控えの返送が必要な場合は、返信用封筒に切手を貼り、同封してください。



木津川市山城総合文化センター「アスピア山城」

〒619-0202 木津川市山城町平尾前田24番地

2月6日(火)～9日(金)
受付：午前9時～午後3時

申告会場
木津川市山城総合文化センター「アスピア山城」

2月6日(火)～9日(金)
午前9時～午後3時受け付け
(午前9時～午後3時受け付け)
※今年度から木津川市の申告会場が変更となっていますのでご注意ください。

申告会場
宇治税務署

大久保
近鉄京都線
至大和西大寺

臨時駐車場
税務署から約600m

木津川市山城総合文化センター「アスピア山城」
〒619-0202 木津川市山城町平尾前田24番地

2月6日(火)～9日(金)
受付：午前9時～午後3時

申告会場
木津川市山城総合文化センター「アスピア山城」

宇治税務署

〒611-8588 宇治市大久保町井ノ尻60-3

2月16日(金)～3月15日(木)
受付：午前9時～午後4時
※土日は開催していません(2月18日・25日は除く)。

申告会場
宇治税務署

大久保
近鉄京都線
至大和西大寺

臨時駐車場
税務署から約600m

※週明け、午前中、期間の始め・終わりごろは、混雑が予想されます。

▼受け付ける申告

- ・住民税の申告【注1】
- ※「所得税及び復興特別所得税」(以下、所得税)の申告をした方は申告不要です。
- ・農業所得の申告【注2】
- ・簡易な所得税の申告【注3】
- ※譲渡所得(土地や建物、株式、ゴルフの会員権、貴金属などを売却して得た所得、株式の繰越損失の申告を含む)、相続などに係る生命保険契約に基づく年金の雑所得に関する申告、住宅借入金等特別控除(ローン控除)・雑損控除の申告、亡くなった方の申告(準確定申告)、青色申告、更生の請求、相続税・贈与税・消費税の申告・相談は精華町交流ホールではできません。必ず宇治税務署でしてください。

【注1】平成29年中に所得のなかった方でも、老人医療費助成・児童手当・就学援助を受けている方や、国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険などに加入している方、課税(非課税)証明書・所得証明書が必要な方は、住民税の申告が必要になる場合があります。

【注2】「収支内訳書」を作成できるように、収入と必要経費を整理・計算のうえ来庁してください。

【注3】町職員で対応できない場合は、税務署で申告してください。

問 税務課住民税係 95-1916

税の申告に必要なもの

●社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分の申告から申告書や申請書にはマイナンバーの記載が必要になりました。所得税の確定申告書にはマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードなどと運転免許証などの本人確認書類の写しの添付が必要です(本人が提出する場合は提示)。

・給与・公的年金などの源泉徴収票、収支内訳書など平成29年中の所得が分かるもの
※農業・営業・不動産の申告は「収支内訳書」などを作成しておいてください。

・国民健康保険・任意継続保険・国民年金の控除証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明書、寄附金の受領証・証明書【注1】、障害者手帳など、各種控除を受ける場合に必要な証明書、医療費控除を受ける場合は明細書【注2】、セルフメディケーション税制を受ける場合は一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類【注3】

・印鑑
・申告者名義の通帳など口座番号の分かるもの(還付になる場合)
・電卓や筆記用具など
・以前の申告書の控え(以前に確定申告した方のみ、参考資料として)

・税務署から「お知らせはがき」「お知らせ通知書」などが送付されている方はお持ちください【注4】。

【注1】本人のものに限ります。

【注2】受診者名、医療機関の名称、治療内容、支払い額、高額療養費や生命保険の補填金額などを記載した明細書の作成が必要です。

【注3】インフルエンザの予防接種や各種健診(検診)などの領収書や結果表など

【注4】本年から「確定申告書用紙」の送付対象者が見直され、従来の「確定申告書用紙」から申告に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」というはがき、または通知書が送付される場合があります。

主に所得税の確定申告が必要な方

- ・給与の収入金額が2000万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ・中途退職した方や、パート・アルバイトで年末調整をしていない方
- ・事業収入や不動産収入などがある方

確定申告で所得税が戻る方

- ・年金や給与の所得があり、次のいずれかに該当する方
- ・マイホームの購入や新築・増改築をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ・病気やケガなどで支払った医療費の医療費控除を受ける場合
- ・災害や盗難、横領により住宅や家財など

公的年金を受給されている方へ

「公的年金等」(「公的年金」と「私的年金のうち企業が退職者に支給する企業年金」などを合わせたもの)の収入金額が400万円以下で、それらに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告書の提出が必要です。

どの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合 ほか
※それぞれの控除の適用を受けるための条件や必要な添付書類などは宇治税務署にお問い合わせください。

また、「公的年金等」に係る雑所得以外の所得がある場合や、住民税で生命保険料などの控除を受ける場合は、住民税の申告が必要です。
※源泉徴収の対象とならない「公的年金等」(外国で支払われる年金)の支給を受ける者は、平成27年以降の所得税について、公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度を適用できないこととされました。



ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ

ふるさと納税で確定申告が不要となるワンストップ特例制度を申請していても、確定申告をした場合は無効になります。確定申告の際に寄附金受領証明書を添付して申告してください。「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」は寄附金受領証明書の代わりにはなりませんのでご注意ください。

医療費控除を申請される方へ

平成29年分の確定申告から医療費の領収書の提出が不要となり、それに代えて医療費の明細書(各保険者からの医療費通知を含む)を添付しなければなりませんこととなりました。ただし、領収書は自宅で5年間保存する必要があります、税務署から求められたときは提示、または提出しなければなりません。

また、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている方が、平成29年1月1日〜平成33年12月31日までの間に自己、または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の医療費控除を受けることができるセルフメディケーション税制が創設されました。

ただし、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療

配当所得等での所得税と住民税での異なった申告方法の選択について

源泉分離課税により住民税が源泉徴収されている上場株式などの配当所得等については申告する必要はありません(申告不要制度)が、各種所得控除等の適用を受けるために総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。また、確定申告書とは別に、住民税の申告書をご提出いただくことにより、所得税とは異なる課税方法(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択することができます(例:所得税は総合課税、住民税は申告不要制度)。ただし、住民税の納税通知書が送達された後には、選択できなくなりますのでご注意ください。



【所得税確定申告について】宇治税務署 44-4141-41、【住民税申告について】精華町役場税務課 住民税係 05-1191916

確定申告書は 国税庁ホームページで作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額を入力して所得税の申告書などを作成できます。

メリット

1. 待ち時間なし!...申告会場ではどこも大変混雑し、待ち時間も大変長くなります。
2. いつでも利用可能!...24時間いつでもご自宅で利用できます。
3. 自動で税額を計算!...収入金額や控除金額などを入力することで税額を自動で計算できます。
4. 前年データが利用可能!...作成した申告書などのデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。事業所得者の添付書類となる収支内訳書などもデータ保存できます。

作成から提出までの流れ



【注】e-Taxを利用するには、住民基本台帳カードやマイナンバーカード(電子証明書付き)とICカードリーダライタが必要で、住民基本台帳カード・マイナンバーカードについては、町役場・総合窓口課(☎95-1915)へお問い合わせください。

- 選挙・募集
- 暮らし・税
- 年金・保険
- 福祉・介護
- 健康・医療
- 環境・美化
- 教育・子育て
- 文化・学習
- スポーツ
- 防犯・防災
- その他